

府 共 第 7 4 2 号  
令和5年12月25日

男女共同参画会議議長 林 芳正 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

第5次男女共同参画基本計画の一部変更について（諮問）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、別添「第5次男女共同参画基本計画の一部変更について（案）」について、貴会議の意見を求める。

第5次男女共同参画基本計画の一部変更について（案）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第2部I第1分野<成果目標>の表中

東証一部上場企業役員に占める女性の割合（注4）	—
-------------------------	---

12%  
(2022年)（注5）

東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合（注4）	—	19% (2025年)
東証プライム市場上場企業のうち、女性の役員が登用されていない企業の割合（注4）	—	0% (2025年)

に改める。

第2部（注4）中「執行役員又はそれに準じる役職者」を「各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者（会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等）」に改める。

第2部（注5）を削り、同部中「注6」を「注5」に改め、同部（注6）を（注5）とする。

第2部I第2分野<成果目標>の表中

テレワーク ク（注7）	—
----------------	---

（注7）

テレワーク 導入企業の 割合	南関東・近畿・ 東海を除く地 域:40.5% 南関東・近畿・ 東海:57.6% 全国:51.7% (2022年度)	南関東・近畿・ 東海を除く地 域:45.4% 南関東・近畿・ 東海:60.2% 全国:55.2% (2025年度)
テレワーク 制度等に基 づく雇用型 テレワーカー の割合 (注6)	22.7% (2022年度)	25.0% (2025年度)

に改める。

第2部（注7）を次のとおり改め、同部（注7）を（注6）とする。

雇用型就業者のうち、勤務先にテレワーク制度等が導入されている（制度はないが会社や上司等がテレワークをすることを認めている場合を含む）上で、テレワークを実施している人の割合。

第2部中「注8」を「注7」に、「注9」を「注8」に、「注10」を「注9」に、「注11」を「注10」に、「注12」を「注11」に改め、同部（注8）を（注7）とし、（注9）から（注12）までを一つずつ繰り上げる。